

宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議（第２回）議事要旨

１．検討会議の概要

○ 日 時：令和８年７月３１日（月）１５：００～１６：３０

○ 場 所：文部科学省東館３階３Ｆ１特別会議室及びオンライン

○ 出席者：

【委員】 小林委員、梶山委員、前田委員、坂本委員、國分委員（濱津次長代理出席）、井上委員、宮澤委員、金山委員（渡邊代理出席）、嶋津委員、松阪委員、兼田委員（梅田部長代理出席）、稲垣委員（齊藤課長代理出席）、日谷委員、宍野委員、本山委員、佐藤委員、村上委員、西出委員

【関係行政機関】 奥財務省資金移転対策室長、田中法務省商事課長（服部上席補佐官代理出席）、菅沼国税庁法人課税課長、中野警察庁犯罪収益対策室長（渡辺組織犯罪対策部付代理出席）

２．議事概要

（１）宗教法人格の不正利用対策の基本的な方向性（骨子案）について

文化庁から資料１―２、資料４及び資料５について説明があり、委員からは次のような意見があった。

○ 前回、不活動宗教法人が不正利用されることを防止する方策として、みなし解散制度の導入、財産処分に制限を設ける、又は税制の優遇を停止するといった御意見もあったが、法人にとっては大きな影響があり、実質的には解散命令を受けたというのと同じような状況。現行法上、裁判所しか認められていない解散命令を、所轄庁だけの判断でされてしまうということになるのではないかと。そうすると、現行の宗教法人制度の理念と大きく異なることが考えられ、十分慎重に検討する必要があるのではないかと。

また、法人格の不正利用を目的とした宗教法人の売買について罰則を設けるという御意見もあった。例えば、この点については、悪意ある第三者が法人格を取得しないよう、代表役員の地位に制限を設けるということも考えられるが、これも容易に抜け道があり、実効性が果たして高いのか疑問。むしろ、法人格を不正に利用している状況をしっかりと確認し、判断基準について、文化庁が行う事例調査の結果などを踏まえながら、この検討会で十分な協議を重ねていただきたい。

○ 宗教法人法の宗教団体としての、教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成するという３つの項目について、きちっとやっているのかどうかを、所轄庁に届ける書類の中で報告するようにしたらどうか。少しでも活動していれば、コミュニティ自身が売買を許さないようになるのではないかと。不正利用だけでなく、正しく利用されているのかどうかということも都度確認していく必要があるのではないかと。信教の自由というのは、あくまで

宗教についてのことであり、それと宗教法人法に定められている宗教団体というのは別物。さらに宗教法人もまた別物なので、そのあたりを整理して対応していく必要がある。

- 役所が宗教活動かどうかを判断するというのは、常に信教の自由の侵害につながりかねないという難しい問題がある。信教の自由の侵害というリスクのある宗教活動の偽装そのものの認定よりは、例えば殺人罪で殺意という目に見えないものを客観的な事情から逆算して推認するように、宗教活動を偽装しようとする動機を推認する方が現実的だと思われる。大体は違法、不法な金銭的な利益が動機になることが多いと考えられ、その動機の推認のほうの方がやりやすいのではないか。

なお、(先の意見であったような) 宗教活動そのものを所轄庁に報告するというのは、いかななものかと思う。

- 外形的な判断基準という表現を見ると、宗教活動の外見から見て、これが偽装しているのかどうかというふうにも読めるが、骨子案の趣旨としては、代表役員の交代の繰り返しや宗教活動の実態として何もしていないということなので、マネロンや脱税・節税などを動機として行うということを外形から判断するという趣旨だと思う。ただ、3.(1)で宗教活動の偽装防止という表現があり、その後、外形的と出てきたため、誤解を受けかねないので、表現ぶりは工夫が必要かもしれない。
- 宗教法人法第2条の「教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する」というのは、宗教行為の核になる部分を指しており、実際は地域の避難拠点や文化資源拠点となることも、歴史上行われている。それを厳密にこれは宗教でこれは宗教ではないと議論するのは、線引きが非常に難しく、危険。そのため、宗教行為か宗教行為でないかということよりは、むしろ社会的に問題があるかないかというようなところを問題として、外形的な基準を作っていくのが重要なのではないか。不正利用と言われているものは具体的にどのようなものかということを実例として集め、所轄庁及び関係省庁において、ある程度の客観的な根拠を持って判断できるような基準というのを作るというのが重要なのではないか。
- 宗教法人法第81条において、裁判所に解散請求を求めることができるのは所轄庁、利害関係者、もしくは検察官とされている。現在の所轄庁の体制では、脱税・マネーロンダリングの情報が十分に把握できず、その立証もどこまでできるかというような状況であり、こういった情報は警察や税務署のほうで正確かつ詳細に情報をつかんでいるのではないかと思われ、再発防止の観点からも、犯罪等を取り締まる警察庁や国税庁の方から、検察と協力し解散命令請求を行うようなスキームを検討できないか。所轄庁がそのような法人まで解散命令請求するのは負担が大きい。
- 単立宗教法人への所轄庁による計画的・定期的な現地調査や関係者へのヒアリングの実施について、調査対象の定義や調査の指針を、国で具体的かつ明確に示していただきたい。また、その際、所轄庁の負担が過度にならないよう配慮をお願いしたい。
- 管内の警察本部及び税務当局との情報共有や意見交換を行うための体制整備について、

地域によって不活動法人の実態把握の進捗状況などが大きく異なるため、会議体の設置を一律に義務づけるのではなく、必要に応じて柔軟に対応できるように配慮をお願いしたい。

- 予算に関する事項に関連して、国の補助率が段階的に引き下げられていくと、所轄庁としての継続的な対策実施が困難になるおそれもあるため、補助率を10分の10に戻すなど、十分な財政支援を強く要望する。
- 警察や検察、税務当局への情報提供について、所轄庁としては不正利用対策を進める上で必要な情報は関係行政機関に提供していきたいと考えるが、個人情報の保護等の関係もあることから、今後の取りまとめに当たっては、公開する根拠となる考え方を併せてお示しいただきたい。
- 宗教法人格の不正利用に係る外形的な判断基準の策定に当たっては、所轄庁の意見に加え、専門的な立場から、宗教法人審議会の意見なども踏まえた上で、丁寧に検討していただきたい。また、具体的な調査の進め方や方法等について、過去の事例なども参考に、今後ガイドラインで具体的にお示しいただきたい。
- 報告徴収・質問権を行使した場合に、会計書類等を基にマネーロンダリング等の犯罪行為の有無を調査することになると思うが、所轄庁ではこれらの調査経験がないことから、国において専門的知識や人的支援などの必要な支援をお願いしたい。
- 4. 国による支援に関しては、所轄庁の人員体制や予算が十分でないため、今後、不正利用対策を本格的に実施していくに当たっては、人員や経費に対する国からの更なる支援をぜひともお願いしたい。
- 所轄庁の業務や経費が増えるということがあるため、よく自治体とコミュニケーションを取ってガイドライン策定を進めていただきたい。
- M&Aの業界が、この事態をはっきり脱法的と認識したことは進展がある。

(2) 今後の普及啓発方策について

文化庁から資料2について説明があり、委員からは次のような意見があった。

- 宗教団体の連合体に加盟していても、実体が見えない教団もあり、連合体の事務局でも連絡がつかなかったりする。本当に小規模で、御家族でやっているような、情報から隔離されているところに、どうやって普及啓発を行うかについて考えていきたい。
- 日本宗教連盟では宗教法人のおよそ9割をカバーしているが、1割抜けていることを見逃しがち。そういうところにどうやってリーチしていくかをもう少し意識的に考えたほうがいい。

(3) 実態調査の進捗状況について

文化庁から資料3について説明があり、委員からは次のような意見があった。

- 今回のインターネット調査でも、法律違反ではない、脱法行為ではないと思われるような表記をしており、その中で、売る人と買う人がいるが、結局はブローカーの仕事になっているのではないか。宗教法人は買えないということがはっきり分かれば、買う人はいなくなり、売る人もいなくなる。
- 宗教界としても自主的に、例えば代表役員の地位等に関してガバナンスコードを作っていこうと進めているところ。